2017年2月3日

各位

〈未来への責任〉子どもたちを守るため

3月「原子力公害取り組み月間」活動の呼びかけ

「放射能汚染防止法」を制定する札幌市民の会

　2011年3月11日の東京電力福島第一原発事故から6年が経過しますが、高濃度の放射能汚染水の流出等が続き、事故収束の目途は立っていません。また、未だに8万人の方々が避難生活を送り、さらには、福島県民健康調査によると、福島原発事故当時18才以下の子どもの甲状腺がん及び疑いは2016年9月時点で183人となっており、健康面や将来の不安を抱えながら暮らすことを強いられています。生命や環境に甚大な影響を与える原発事故は、放射性物質の汚染など最悪の「公害」であり、重大な人権侵害です。

私たちは、福島原発事故以降、子どもたちを放射能の被曝から守るため、市民発議の「放射能汚染防止法」の制定をめざし活動を続けています。2012年には環境基本法が改正され、放射性物質が「公害」として位置づけられましたが、環境基準や規制基準など、人の生命や環境を守るための具体的な公害規制の法整備はなされていません。国はチェルノブイリや福島原発事故に学ぶことなく、原発輸出や再稼働など原発推進に突き進み、さらには自主避難者への住宅支援等を打ち切るなど、原子力公害被害者への人権無視の政策を行っています。

放射能汚染から人と環境を守り、子どもたちに安全な食べ物や環境を引き継ぐことは私たちの責任です。私たちは、毎年3月を「原子力公害取り組み月間」として、この責任を果たしていこうと決意しています。

皆さん、全国各地から国や自治体に働きかけ、原子力公害から人と環境を守る社会の実現をめざしましょう。

※具体的な活動の提案は、別紙の「原子力公害問題取り組み月間参考資料」に列記致しましたが、その他にも、是非「わたし発」の取り組みを発信していきましょう。

【呼びかけ団体】

「放射能汚染防止法」を制定する札幌市民の会

･連絡先 佐藤 典子（市民ネットワーク北海道内）

　　　　　　　　　　　　　〒060-0041 札幌市中央区大通東2丁目15-1　サラサビル4F

TEL 011-219-0112　FAX 011-219-0113

E-mail　home@snet21.jp

＜構成団体＞ 生活クラブ生活協同組合北海道　　　 理事長 山﨑 栄子

NPO法人北海道ワーカーズ・コレクティブ連絡協議会 代表理事 大熊 薫

･市民ネットワーク北海道　　　　　　　 　代表　 小倉 菜穂子

･環境市民連絡会・札幌　　 代表　 村上 紀美子

　　　　　　　　　　･子どもの未来を守る市民の会 　 代表 石川 佐和子

　　　　　　　　　　･原発公害に取り組む札幌市民の会 代表　 山本　行雄